

## 令和5年度 第1回三木市部活動の在り方検討会議

日時：令和5年7月27日（木）午後5時30分から

場所：三木市役所 5階 大会議室

### 1 検討会議委員への委嘱

### 2 開会あいさつ（教育長）

### 3 委員自己紹介 別紙①

### 4 会長及び副会長の選出 別紙②

会長（ ）

副会長（ ）

### 5 報告事項

#### (1) 部活動の在り方検討会議の設置等について 別紙③

- ・国や県における部活動の地域移行等の経過
- ・三木市における部活動の現状と課題

#### (2) 三木市部活動の在り方検討会議設置の目的等について 別紙④

- ・目的
- ・今後の主な予定

### 6 協議事項

「三木市における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する地域展開についての意見書（仮）」を作成する際に、協議や意見集約しておくことが必要な内容について

### 7 閉会

## 三木市部活動の在り方検討会議委員

	区 分	名 前	備 考
1	専門的知見を有する者	森田 啓之	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科教授
2	市内のスポーツ団体の代表者	岸本 博介	スポーツ協会理事長
3	市内のスポーツ団体の代表者	井上 薫	(公財)スポーツ振興基金理事
4	市内の文化団体の代表者	石田 親吾	三木市吹奏楽連盟理事
5	市内の文化団体の代表者	松村 正和	三木市合唱連盟会長
6	学校関係者	前田 義典	小・特別支援学校校長会代表
7	学校関係者	生田 淳仁	中学校校長会代表
8	学校関係者	坂田 直裕	中体連代表校長
9	学校関係者	沖 徹也	運動部顧問代表
10	学校関係者	大橋 純子	文化部顧問代表
11	保護者の代表者	藤枝 広起	三木市連合 PTA 理事

1	事務局	本岡 忠明	教育総務部長
2	事務局	鍋島 健一	教育振興部長
3	事務局	森田 眞規	教育総務課長
4	事務局	手島 三知子	文化・スポーツ課長
5	事務局	田中 智美	学校教育課長
6	事務局	村田 政宜	文化・スポーツ課主事
7	事務局	杉田 博久	学校教育課学校指導係長

三木市部活動の在り方検討会議設置要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

三木市教育長 大北由美

### 三木市部活動の在り方検討会議設置要綱

#### (設置)

第1条 国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を踏まえ、「三木市の設置する中学校の持続可能な部活動の在り方」や「休日の部活動の段階的な地域移行等」(以下これらを「部活動の在り方等」という。)について検討するため、三木市部活動の在り方検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 部活動の現状と課題に関すること。
- (2) 今後の部活動の在り方等の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の在り方等の検討に関し必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 検討会議は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 専門的知見を有する者
- (2) 市内のスポーツ及び文化団体の代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 市立学校に在籍する児童及び生徒の保護者の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

3 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

2 委員が、前条第2項に掲げる者に該当しなくなったときは、委員の職を失うものとする。この場合において、教育委員会は、これに代わる者を委員として委嘱し、当該委員が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育振興部学校教育課並びに教育総務部教育総務課及び文化・スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 「三木市部活動の在り方検討会議」設置の経過について

## 1 国や県における部活動の地域移行等の経過

- ・令和4年6月の「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」において、「令和7年度末をめどに、休日の地域移行を段階的に進めていく」と方向性が示されていた。
- ・令和4年12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、「休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」こととなった。  
(資料①)
- ・令和5年度、日本中学校体育連盟の方針に基づき、兵庫県中学校体育連盟では合同チーム、拠点校の参加基準の緩和を図っている。

## 2 三木市における部活動の現状と課題（資料②）

- ・令和3年度は新人体育大会で野球1チーム、サッカー1チームが2校合同で参加。
- ・令和4年度は総合体育大会でサッカー1チーム、ソフトボール1チームが2校合同で参加。新人体育大会で野球1チーム、サッカー1チームが3校合同で参加。
- ・年度によって新入部員のばらつきがあり、特に新人体育大会では、団体競技において、人数が足りない場合が増えてきている。
- ・総合体育大会においても、競技経験のない入部したばかりの1年生も、大会に参加する必要がある。
- ・人数が足りない部活動で合同チームを組んでいたため、同じ学校で常に合同チームを組むことができなかった。令和5年度より緩和され、人数が足りていても継続なら合同チームの参加が認められるようになった。
- ・吹奏楽部については、三木中、三木東中において、毎年部員の減少が見られる。令和元年度に比べると大幅な減少傾向にある。自由が丘中も本年度、大幅減となっている。  
(三木中 R1: 53人→R5: 20人) (三木東中 R1: 60人→R5: 19人)  
(自由が丘中 R1: 37人→R5: 17人)
- ・その他の文化部については、大きな変更は見られない。

## 三木市部活動の在り方検討会議の目的と今後の主な予定

### 1 目的

三木市における今後の学校部活動の在り方や持続可能な文化・スポーツ振興と地域クラブ活動の展開について協議のうえ、「意見書」としてまとめる。

### 2 今後の主な予定

月日	主な内容
第1回検討会議 7月27日(木)	○委員委嘱 ○三木市部活動の在り方検討会議設置の目的 ○今後の取組内容(意見書の作成等)や予定について情報共有
第2回検討会議 (9月初旬)	○意見書に盛り込む内容について協議、意見集約① ・三木市における今後の学校部活動の在り方について
第3回検討会議 (10月下旬)	○意見書に盛り込む内容について協議、意見集約② ・三木市における持続可能な文化・スポーツ振興と地域クラブ活動の展開について
第4回検討会議 (11月下旬)	○事務局から意見書(案)を提示 ・意見書(案)について、委員から意見集約
第5回検討会議 (12月末)	○意見書の決定 三木市教育委員会:「三木市における文化・スポーツ活動の地域展開についての意見書」の受領



1月定例教育委員会 1月19日(金)予定	○「三木市における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する地域展開ガイドライン(仮)」の提示、協議 ・年度ごとの取組計画についても掲示
2月定例教育委員会 2月16日(金)予定	○「三木市における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する地域展開ガイドライン(仮)」議決

※ 総合教育会議において、その時点での進捗状況を報告